

## 公益財団法人生協総合研究所維持会員規程

### (維持会員の基準)

第1条 定款第58条第1項の定めるところにより、当研究所の目的の趣旨に賛同し、所定の入会申込の手続きをとり、理事会の承認を得た者は維持会員となる。

### (維持会員の種類)

第2条 維持会員として、団体会員、個人会員を設ける。

### (会費)

第3条 定款第58条第2項の規定による維持会員の会費の1口当たり金額は次の通りとし、具体的な会費額は別紙「維持会費基準」による。ただし、日本生協連及び全国大学生協連等の全国連の会費額は、「維持会費基準」を基本に、別途、個別の契約により定める。

(1)団体会員1口 年額1万円

(2)個人会員1口 年額6千円

2 会費は、法令に基づき毎事業年度における合計額の 5 割以上を当該事業年度の公益目的事業に充てるものとする。

### (会費の納入)

第4条 会員は、その年度内に所定の会費を納入しなければならない。

2 2年以上会費の納入がない場合は、退会とみなす。

### (会員の権利)

第5条 会員は以下の権利を有する。

(1)会員には、当研究所の機関誌が頒布される。

(2)会員は、当研究所主催の公開の研究会に、参加することができる。

(3)会員は、当研究所の行う行事及び研究所の運営について、意見を述べることができる。

### (規程の改廃)

第6条 この規程の改廃は、理事会の議を経て評議員会が行う。

附 則 この規程は、2012年4月1日から施行する。

## (別紙)維持会費基準

維持会員規程第3条に基づき維持会費基準を以下の通りとする。

尚、特別の事情により会員から申し出があった場合、理事長の決裁により会費額の変更を認めるものとする。

### 1. 団体会費

#### (1) 購買生協(大学生協を除く)

年間事業高	会費・年額
3 億円未満	3 万円
3 億円以上 6 億円未満	6 万円
6 億円以上 10 億円未満	12 万円
10 億円以上 30 億円未満	24 万円
30 億円以上 50 億円未満	36 万円
50 億円以上 100 億円未満	48 万円
100 億円以上 300 億円未満	72 万円
300 億円以上 500 億円未満	96 万円
500 億円以上 1,000 億円未満	108 万円
1,000 億円以上 2,000 億円未満	120 万円
2,000 億円以上	150 万円

#### (2) 事業連合

年間事業高	会費・年額
3,000 万円未満	1 万円
3,000 万円以上 8,000 万円未満	6 万円
8,000 万円以上	12 万円

#### (3) 大学生協

年間事業高	会費・年額
1 億円未満	1 万円
1 億円以上 10 億円未満	4 万円
10 億円以上 20 億円未満	6 万円
20 億円以上 30 億円未満	8 万円
30 億円以上	10 万円

#### (4) 医療生協

ベッド数	会費・年額
無床	3 万円
20 床未満	4 万円
20 床以上 99 床以下	6 万円
100 床以上 199 床 以下	8 万円
200 床以上	10 万円

(5) 都道府県生協連 ……………1口1万円、年1口以上

(6) 生協以外の団体 ……………1口1万円、年1口以上

(7) 研究誌送付部数基準

会費・年額	部数
1～3万円	1部
4～12万円	2部
13～36万円	4部
37～48万円	6部
49～96万円	8部
97～120万円	10部
121万円以上	15部

2. 個人会費 ……………1口 6,000 円、年1口以上